

第12号様式(第6条関係)

那覇市議会議長
野原嘉孝様



令和7年 4月30日

議員名 宇根 良也 印



令和6年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

令和6年 4月分 ～ 令和7年 3月分

令和6年度政務活動費収支報告書

議員名 宇根良也

1 収 入

政務活動費 1,080,000 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	122,800円	
研 修 費	0円	
広 報 費	0円	
広 聴 費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会 議 費	0円	
資 料 作 成 費	21,900円	
資 料 購 入 費	11,322円	
人 件 費	240,000円	
事務所費	860,255円	
合 計	1,256,277円	

3 残 額 0円 (176,277円)

令和6年度 会計明細

2025/4/30

議員名 宇根良也

項目合計 / 支出 区分	種別	集計(円)
1 調査研究費	1. 交通費 ガソリン代 (1/2以内)	57,800
	1. 交通費 駐車料金	0
	1. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	1. 調査委託費	0
	1. 携帯電話利用料 (月額1/2以内、上限1万円)	65,000
	1. 視察旅費 ○/○～○/○出張分	0
	1. その他 (高速道路使用料金)	0
調査研究費 集計		122,800
2 研修費	2. 研修旅費 ○/○～○/○出張分	0
	2. 参加費等	0
	2. その他	0
研修費 集計		0
3 広報費	3. 資料印刷・印刷製本費	0
	3. 文書通信費 (通信運搬費)	0
	3. 文書通信費 (ホームページ作成・管理費)	0
	3. 会場費	0
	3. 交通費 駐車料金	0
	3. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	3. 広報用消耗品代	0
	3. その他	0
広報費 集計		0
4 広聴費	4. 交通費 駐車料金	0
	4. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	4. 会場費	0
	4. その他	0
広聴費 集計		0
5 要請・陳情活動費	5. 要請・陳情旅費 ○/○～○/○出張分	0
	5. 資料印刷・印刷製本費	0
	5. その他	0
要請・陳情活動費 集計		0
6 会議費	6. 会議旅費 ○/○～○/○出張分	0
	6. 会場費	0
	6. 資料印刷・印刷製本費	0
	6. その他	0
会議費 集計		0
7 資料作成費	7. 資料印刷・印刷製本費	0
	7. 事務機器購入	21,900
	7. 事務用品等消耗品代	0
	7. その他	0
資料作成費 集計		21,900
8 資料購入費	8. 書籍購入費	0
	8. 新聞雑誌購読料	11,322
	8. 有料データベース利用料等	0
	8. その他	0
資料購入費 集計		11,322
9 人件費	9. 雇用経費	240,000
	9. その他	0
人件費 集計		240,000
10 事務所費	10. 事務所の賃借料	813,000
	10. 事務所駐車場の賃借料	0
	10. 維持管理費	47,255
	10. 固定電話 (月額1/2以内、上限1万円)	0
	10. インターネット利用料 (月額1/2以内、上限1万円)	0
	10. 事務機器購入	0
	10. 備品購入費	0
	10. リース代等	0
	10. その他	0
事務所費 集計		860,255
総計		1,256,277

残 額 0円

会計帳簿(項目別)

2024年度

議員名 宇根 良也

1.調査研究費

整理 番号	年月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	割合比率	上限額
交通費 ガソリン代									
1	2024年4月22日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年5月16日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			1,976	900		50%	0
3	2024年5月21日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
			小計		11,976	5,900			
2	2024年6月1日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年6月12日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
3	2024年6月24日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
			小計		15,000	7,500			
3	2024年6月28日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			1,863	900		50%	0
2	2024年7月7日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
3	2024年7月19日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
			小計		11,863	5,900			
4	2024年7月31日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年8月13日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
3	2024年8月28日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,685	2,800		50%	0
			小計		15,685	7,800			
5	2024年9月8日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年9月28日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
3	2024年10月5日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			9,680	4,800		50%	0
			小計		19,680	9,800			
6	2024年10月26日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年11月3日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			1,817	900		50%	0
3	2024年11月8日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
			小計		11,817	5,900			
7	2024年11月16日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年11月29日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
3	2024年12月15日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
			小計		15,000	7,500			
8	2025年1月21日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
2	2024年2月3日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
3	2025年3月25日	1.交通費 ガソリン代(1/2以内)			5,000	2,500		50%	0
			小計		15,000	7,500			
携帯電話									
1	2025年3月28日	1.携帯電話利用料(月額172円以内、上限1万円)	4月～3月	※各月端数切捨		65,000	※添付参照	50%	
総合計					116,021	122,800			

7.資料作成費

事務機器購入									
1	2024年度計上	7.事務機器購入	ノートパソコン	今年度年度備品計上	21,900	21,900			0
総合計					21,900	21,900			

8.資料購入費

整理 番号	月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	割合比率	上限額
新聞雑誌購読料									
1	2024年5月1日	8.新聞雑誌購読料	公明新聞(5月分)		1,887	1,887		100%	0
1	2024年6月1日	8.新聞雑誌購読料	公明新聞(6月分)		1,887	1,887		100%	0
2	2024年7月1日	8.新聞雑誌購読料	公明新聞(7月分)		1,887	1,887		100%	0
2	2024年8月1日	8.新聞雑誌購読料	公明新聞(8月分)		1,887	1,887		100%	0
3	2024年9月1日	8.新聞雑誌購読料	公明新聞(9月分)		1,887	1,887		100%	0
3	2024年10月1日	8.新聞雑誌購読料	公明新聞(10月分)		1,887	1,887		100%	0
			小計		11,322	11,322			
総合計					11,322	11,322			

9.人件費

会計帳簿(項目別)

2024年度

議員名 宇根 良也

整理番号	月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	割合比率	上限額
雇用経費									
1	1	2024年4月25日	9.雇用経費	4月分	20,000	20,000		100%	0
2	1	2024年5月28日	9.雇用経費	5月分	20,000	20,000		100%	0
3	1	2024年6月29日	9.雇用経費	6月分	20,000	20,000		100%	0
4	1	2024年7月27日	9.雇用経費	7月分	20,000	20,000		100%	0
5	1	2024年8月29日	9.雇用経費	8月分	20,000	20,000		100%	0
6	1	2024年9月28日	9.雇用経費	9月分	20,000	20,000		100%	0
7	1	2024年10月25日	9.雇用経費	10月分	20,000	20,000		100%	0
8	1	2024年11月24日	9.雇用経費	11月分	20,000	20,000		100%	0
9	1	2024年12月24日	9.雇用経費	12月分	20,000	20,000		100%	0
10	1	2025年1月24日	9.雇用経費	1月分	20,000	20,000		100%	0
11	1	2025年2月25日	9.雇用経費	2月分	20,000	20,000		100%	0
12	1	2025年3月27日	9.雇用経費	3月分	20,000	20,000		100%	0
					240,000	240,000			
総合計					240,000	240,000			

10.事務所費

整理番号		月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	割合比率	上限額
事務所の賃借料										
1	1	2024年4月2日	10.事務所の賃借料		4月分	38,000	38,000	※水道代込	100%	0
					小計	38,000	38,000			
2	1	2024年5月22日	10.事務所の賃借料		5月分	18,000	18,000	※水道代込	100%	
	2	2024年5月22日	10.事務所の賃借料		5月分	37,000	37,000	※水道代込	100%	0
					小計	55,000	55,000			
3	1	2024年6月1日	10.事務所の賃借料		6月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
	2	2024年7月1日	10.事務所の賃借料		7月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
					小計	144,000	144,000			
4	1	2024年8月13日	10.事務所の賃借料		8月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
	2	2024年9月7日	10.事務所の賃借料		9月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
					小計	144,000	144,000			
5	1	2024年10月8日	10.事務所の賃借料		10月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
	2	2024年11月1日	10.事務所の賃借料		11月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
					小計	144,000	144,000			
6	1	2024年12月16日	10.事務所の賃借料		12月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
	2	2025年1月21日	10.事務所の賃借料		1月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
					小計	144,000	144,000			
7	1	2025年2月3日	10.事務所の賃借料		2月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
	2	2025年3月3日	10.事務所の賃借料		3月分	72,000	72,000	※水道代込	100%	0
					小計	144,000	144,000			
					小計	813,000	813,000			
維持管理費										
1	1	2025年4月11日	10.維持管理費	電気料	5月分～3月分	47,255	47,255	事務所電気料金	100%	0
					小計	47,255	47,255			
総合計						860,255	860,255			

政務活動費充当額(円)

全体合計 1,256,277

1. 調査研究費

ガソリン代

2024年度

議員名 宇根良也 整理番号

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

南風原石油
宇根良也

納品書(領収書)

2024年04月22日 11:15

売上

楽天E dy 様

楽天E dy

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー ガソリン P-10
30.12L *

171円 ￥5,150

(QRコード) 値引 5円 - ￥150)

値引後単価 (166円) ￥5,000

合計 ￥5,000

(消費税10%対象 ￥5,000

内消費税等 ￥455)

取引日時 2024/04/22(月)11:14

現金で支払った場合は領収書(お支払い)の裏面に

消費税込額を記載し、領収書(お支払い)の裏面に

記載してください。

消費税込額(地方消費税)を記載してください。

合資会社南風原石油 繁多川SS
沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
TEL:098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099繁多川SS

2024/04/22

納品書
(領収書)

宇根良也

売上

2024年05月16日 18:44
シルバー 様

現金固定J

ハイオク

P-6 外税 10%

10.26L

@175.00 ￥1796

00150.00

消費税等

￥180

合計

￥1,976

※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-8024

5千-3024

2千- 24

2024/05/17 (897609)

(株)ODC 大名SS

登録番号: T5360001008101

沖縄県南風原町大名180

TEL098-889-1685

南風原石油
宇根良也

納品書(領収書)

2024年05月21日 16:49

売上

楽天E dy 様

楽天E dy

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー ガソリン P-04
29.94L *

172円 ￥5,149

(QRコード) 値引 5円 - ￥149)

値引後単価 (167円) ￥5,000

合計 ￥5,000

(消費税10%対象 ￥5,000

内消費税等 ￥455)

取引日時 2024/05/21(火)16:47

楽天E dy 支払額 ￥5,000

楽天E dy 残高 ￥0

現金で支払った場合は領収書(お支払い)の裏面に

消費税込額を記載し、領収書(お支払い)の裏面に

記載してください。

消費税込額(地方消費税)を記載してください。

合資会社南風原石油 繁多川SS
沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
TEL:098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099繁多川SS

2024/05/22

2024年 4月 22日

政務活動充当額

¥ 2,500

2024年 5月 16日

政務活動充当額

¥ 900

2024年 5月 21日

政務活動充当額

¥ 2,500

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額 5,900 円

2024

年度

議員名 宇根良也 整理番号

2

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年06月01日 10:46

売上

楽天E d y 様

楽天E d y

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー ガソリン P-04

29.94L

172円 ￥5,149

(QRコード値引) 5円 - ￥149

値引後単価 (167円) ￥5,000

合計 ￥5,000

(消費税10%対象) ￥5,000

内消費税等 ￥455

取引日時 2024/06/01(土) 10:45

販売：南風原石油株式会社
消費税込価格：¥5,455
消費税：¥455
南風原石油株式会社 那覇市松川1-1-7

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川2-14-1
TEL: 098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/06/01

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年06月12日 06:26

売上

楽天E d y 様

楽天E d y

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー ガソリン P-03

29.94L

172円 ￥5,149

(QRコード値引) 5円 - ￥149

値引後単価 (167円) ￥5,000

合計 ￥5,000

(消費税10%対象) ￥5,000

内消費税等 ￥455

取引日時 2024/06/12(水) 06:23

販売：南風原石油株式会社
消費税込価格：¥5,455
消費税：¥455
南風原石油株式会社 那覇市松川1-1-7

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL: 098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/06/12

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年06月24日 17:16

売上

楽天E d y 様

楽天E d y

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー ガソリン P-03

29.94L

172円 ￥5,149

(QRコード値引) 5円 - ￥149

値引後単価 (167円) ￥5,000

合計 ￥5,000

(消費税10%対象) ￥5,000

内消費税等 ￥455

取引日時 2024/06/24(月) 17:14

販売：南風原石油株式会社
消費税込価格：¥5,455
消費税：¥455
南風原石油株式会社 那覇市松川1-1-7

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL: 098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/06/25

2024年 6月 1日

政務活動充当額

¥ 2,500

2024年 6月 12日

政務活動充当額

¥ 2,500

2024年 6月 24日

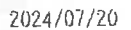
政務活動充当額

¥ 2,500

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額 7,500 円

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費



2,500

5,900 円

2024

年度

議員名 宇根良也 整理番号

4

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

南風原石油
宇根良也

納品書(領収書)

2024年07月31日 15:55

売上
楽天E d y 様楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00レギュラー ガソリン P-03
29.76L *173円 ¥5,148
(QRコード値引 5円) -¥148

値引後単価 (168円) ¥5,000

合計 ¥5,000

(消費税10%対象) ¥5,000

内消費税等 ¥455)

取引日時 2024/07/31(水)15:54

合資会社南風原石油 松川SS

沖縄県 那覇市松川1-1-7

TEL: 098-853-0001 SS-047048

登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/08/01

南風原石油
宇根良也

納品書(領収書)

2024年08月13日 14:24

売上
楽天E d y 様楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00レギュラー ガソリン P-03
29.94L *

172円 ¥5,149

(QRコード値引 5円) -¥149

値引後単価 (167円) ¥5,000

合計 ¥5,000

(消費税10%対象) ¥5,000

内消費税等 ¥455)

取引日時 2024/08/13(火)14:22

合資会社南風原石油 繁多川SS

沖縄県 那覇市繁多川2-14-1

TEL: 098-855-0532 SS-047054

登録番号: T9360003002528

099繁多川SS 2024/08/14

南風原石油
宇根良也

納品書(領収書)

2024年08月28日 14:04

売上
楽天E d y 様楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00レギュラー ガソリン P-10
34.04L *

(172円) ¥5,855

(QRコード値引 5円) -¥170

値引後単価 (167円) ¥5,685

合計 ¥5,685

(消費税10%対象) ¥5,685

内消費税等 ¥517)

取引日時 2024/08/28(水)14:02

合資会社南風原石油 繁多川SS

沖縄県 那覇市繁多川2-14-1

TEL: 098-855-0532 SS-047054

登録番号: T9360003002528

099繁多川SS 2024/08/29

2024年 7月 31日

政務活動充当額

¥ 2,500

2024年 8月 13日

政務活動充当額

¥ 2,500

2024年 8月 28日

政務活動充当額

¥ 2,800

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額 7,800 円

2024 年度

議員名字 根 良 也 整理番号

5

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年09月08日 10:07

売上

楽天E d y

様

楽天E d y

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー ガソリン

P-04

29.94L

172円

¥5,149

(QRコード値引 5円)

-¥149

値引後単価 (167円)

¥5,000

合計

¥5,000

(消費税10%対象)

¥5,000

内消費税等

¥455

取引日時

2024/09/08(日)10:05

現金で支払った場合は領収書に控えを添付していただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税も請求書にて
 請求いたします。
 消費税に付、地方消費税が加算されています。

合資会社南風原石油 繁多川SS
 沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
 TEL:098-855-0532 SS-047054
 登録番号: T9360003002528

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年09月28日 19:16

売上

楽天E d y

様

楽天E d y

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー ガソリン

P-10

29.94L

172円

¥5,149

(QRコード値引 5円)

-¥149

値引後単価 (167円)

¥5,000

合計

¥5,000

(消費税10%対象)

¥5,000

内消費税等

¥455

取引日時

2024/09/28(土)19:15

現金で支払った場合は領収書に控えを添付していただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税も請求書にて
 請求いたします。
 消費税に付、地方消費税が加算されています。

合資会社南風原石油 繁多川SS
 沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
 TEL:098-855-0532 SS-047054
 登録番号: T9360003002528

099繁多川SS

2024/09/29



有村商事沖縄(株)

納品書 (領収書)

宇根良也

有村商事沖縄 株式会社

若狭SS登録番号 T8360001000204

沖縄県那覇市若狭2-19-1

TEL:098-868-0531

SS-85201

2024年10月05日 12:52

とても大切なお客

様

お買上 現金

0200

レギュラ 外P07

¥8800

数量

60.69(L)

単価

@145

消費税10%(対象 ¥8800)

¥880

合計

¥9,680

(内消費税)

@48.3

¥2931)

2024/10/05

上記にて領収書に替えさせていただきます

2024年 9月 8日

政務活動充当額

¥

2,500

2024年 9月 28日

政務活動充当額

¥

2,500

2024年 10月 5日

政務活動充当額

¥

4,800

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額

9,800

円

2024 年度

宇根良也
議員名

参考様式③

整理番号 6

- 【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年10月26日 13:22

売上
楽天E d y 様
楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー ガソリン P-04
29.94L
172円 ¥5,149
(QRコード値引 5円 -¥149)
値引後単価 (167円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000)
内消費税等 ¥455
取引日時 2024/10/26(土)13:21

現金で支払った場合は、領収書に「現金」と記載してください。
消費税の表示は、必ず「消費税」と記載してください。
消費税は、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 繁多川SS
沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
TEL:098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099繁多川SS 2024/10/27

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年11月03日 14:28

売上
楽天E d y 様
楽天E d y
車両番号 実車番
0018-00
ハイオク ガソリン P-02
10.21L
183円 ¥1,868
(QRコード値引 5円 -¥51)
値引後単価 178円 ¥1,817
合計 ¥1,817
(消費税10%対象 ¥1,817)
内消費税等 ¥165
取引日時 2024/11/03(日)14:26

現金で支払った場合は、領収書に「現金」と記載してください。
消費税の表示は、必ず「消費税」と記載してください。
消費税は、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 繁多川SS
沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
TEL:098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099繁多川SS 2024/11/04

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年11月08日 14:43

売上
楽天E d y 様
楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー ガソリン P-10
29.94L
172円 ¥5,149
(QRコード値引 5円 -¥149)
値引後単価 (167円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000)
内消費税等 ¥455
取引日時 2024/11/08(金)14:42

現金で支払った場合は、領収書に「現金」と記載してください。
消費税の表示は、必ず「消費税」と記載してください。
消費税は、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL:098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/11/09

2024 年 10 月 26 日

政務活動充当額

¥ 2500

2024 年 11 月 3 日

政務活動充当額

¥ 900

2024 年 11 月 8 日

政務活動充当額

¥ 2500

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額 5,900 円

2024 年度

宇根良也
議員名

参考様式③

整理番号

7

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年11月16日 10:18

売上
楽天E d y 様
楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-16
29.94L *
172円 ¥5,149
(QRコード)値引 5円 -¥149
値引後単価 (167円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
取引日時 2024/11/16(土)10:17

現金でお支払いの場合領収書に記入して頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL:098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/11/16

南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年11月29日 11:32

売上
楽天E d y 様
楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-03
29.94L *
172円 ¥5,149
(QRコード)値引 5円 -¥149
値引後単価 (167円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
取引日時 2024/11/29(金)11:30

現金でお支払いの場合領収書に記入して頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 繁多川SS
沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
TEL:098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099繁多川SS 2024/11/29

宇根良也
南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)

2024年12月15日 10:22

売上
楽天E d y 様
楽天E d y
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-10
29.94L *
172円 ¥5,149
(QRコード)値引 5円 -¥149
値引後単価 (167円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
取引日時 2024/12/15(日)10:21

現金でお支払いの場合領収書に記入して頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL:098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2024/12/15

2024年 11月 16日

政務活動充当額

¥

2,500

2024年 11月 29日

政務活動充当額

¥

2,500

2024年 12月 15日

政務活動充当額

¥

2,500

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額

7,500 円

2024年度

宇根良也
議員名

参考様式③

整理番号

8

【項目】 ☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

1
南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)
2025年01月21日 13:43
売上
楽天KC カード カイン様
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-03
28.90L *
178円 ¥5,144
(QRコード値引) 5円 -¥144
値引後単価 (173円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
クレジット支払

本日付与されたポイントは2~3日
後に反映されます。また、会員資格
等の理由で、楽天ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにて
ご確認ください。

現金で支払った場合は領収書にのみ記載して頂きます。
消費税額が示された場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL:098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2025/01/22

2025年 1月 21日

政務活動充当額

¥

2,500

2
南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)
2025年02月03日 15:01
売上
楽天KC カード カイン様
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-10
28.57L *
180円 ¥5,142
(QRコード値引) 5円 -¥142
値引後単価 (175円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
クレジット支払

本日付与されたポイントは2~3日
後に反映されます。また、会員資格
等の理由で、楽天ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにて
ご確認ください。

現金で支払った場合は領収書にのみ記載して頂きます。
消費税額が示された場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 繁多川SS
沖縄県 那覇市繁多川2-14-1
TEL:098-855-0532 SS-047054
登録番号: T9360003002528

099繁多川SS 2025/02/04

2025年 2月 3日

政務活動充当額

¥

2,500

3
南風原石油
宇根良也
納品書(領収書)
2025年03月25日 13:12
売上
楽天KC カード カイン様
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-16
28.57L *
180円 ¥5,142
(QRコード値引) 5円 -¥142
値引後単価 (175円) ¥5,000
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
クレジット支払

本日付与されたポイントは2~3日
後に反映されます。また、会員資格
等の理由で、楽天ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにて
ご確認ください。

現金で支払った場合は領収書にのみ記載して頂きます。
消費税額が示された場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

合資会社南風原石油 松川SS
沖縄県 那覇市松川1-1-7
TEL:098-853-0001 SS-047048
登録番号: T9360003002528

099松川SS 2025/03/26

2025年 3月 25日

政務活動充当額

¥

2,500

交通費 ガソリン代 按分率 50%

充当額 7,500 円

調査研究

通信費 携帯電話利用料



No.1

発行年月日 2025年 3月28日

*明細添付

宇根 良也 様

支払証明書

(機器代金除く)
* 以降の郵費充当額 50% 控令

ご請求月	ご請求 コード	お支払額 (円)	うち消費税等 (円)	収納年月日	備考	請求先ご名義
2024年 4月	3092338234	17,431	996	2024年 4月25日		宇根 良也 5,400
2024年 5月	3092338234	17,737	1,023	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,600
2024年 6月	3092338234	17,377	991	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2024年 7月	3092338234	17,404	993	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,800
2024年 8月	3092338234	17,400	993	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2024年 9月	3092338234	17,427	995	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2024年10月	3092338234	17,391	992	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2024年11月	3092338234	17,463	999	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,800
2024年12月	3092338234	17,463	999	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2025年 1月	3092338234	17,414	994	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2025年 2月	3092338234	17,397	993	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400
2025年 3月	3092338234	17,397	993	*****	クレジット会社決済分	宇根 良也 5,400

以降の郵費充当額 465,000

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。
※翌月合算請求（請求見送り）に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。
ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日: 2024年 4月 3日

1 頁

●au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

●合計

10,957 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,957	
< 3月ご利用内訳 >	10,957	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5400 円

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日: 2024年 5月 3日

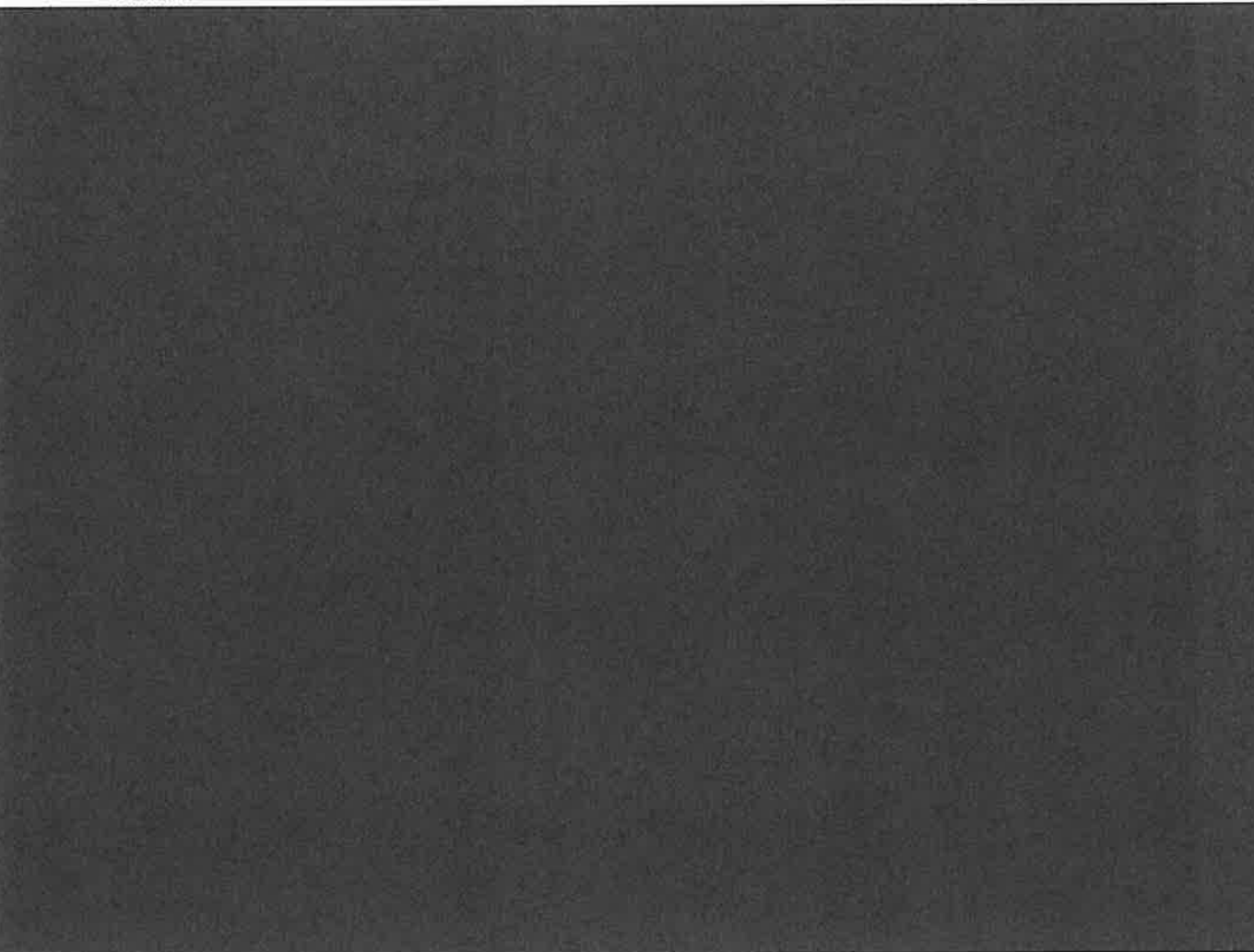
1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

11,263 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
090-8413-1149	11,263		
< 4月ご利用内訳 >	11,263		



・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5600 円

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日: 2024年 6月 5日

1 頁

●au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

●合計

10,903 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,903	
< 5月ご利用内訳 >	10,903	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5400 円

料金内訳書

＜凡例＞ U：税込料金、*：免税料金等、#：旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード 発行日 2024年 7月 3日 1 頁

●au 電話料金（沖縄セルラー電話）

●合計

10,930 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,930	
< 6月ご利用内訳 >	10,930	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5,400 円

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日: 2024年 8月 3日

1 頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

10,926 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,926	
< 7月ご利用内訳 >	10,926	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 計上
5400 円

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード [redacted] 発行日: 2024年 9月 4日 1 頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)		● 合計	10,953 円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
090-8413-1149	10,953		
< 8月ご利用内訳 >	10,953		

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 計上
5,400 円

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日: 2024年10月 3日

1 頁

●au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

●合計

10,917 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,917	
< 9月ご利用内訳 >	10,917	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5,400 円

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日: 2024年11月 3日

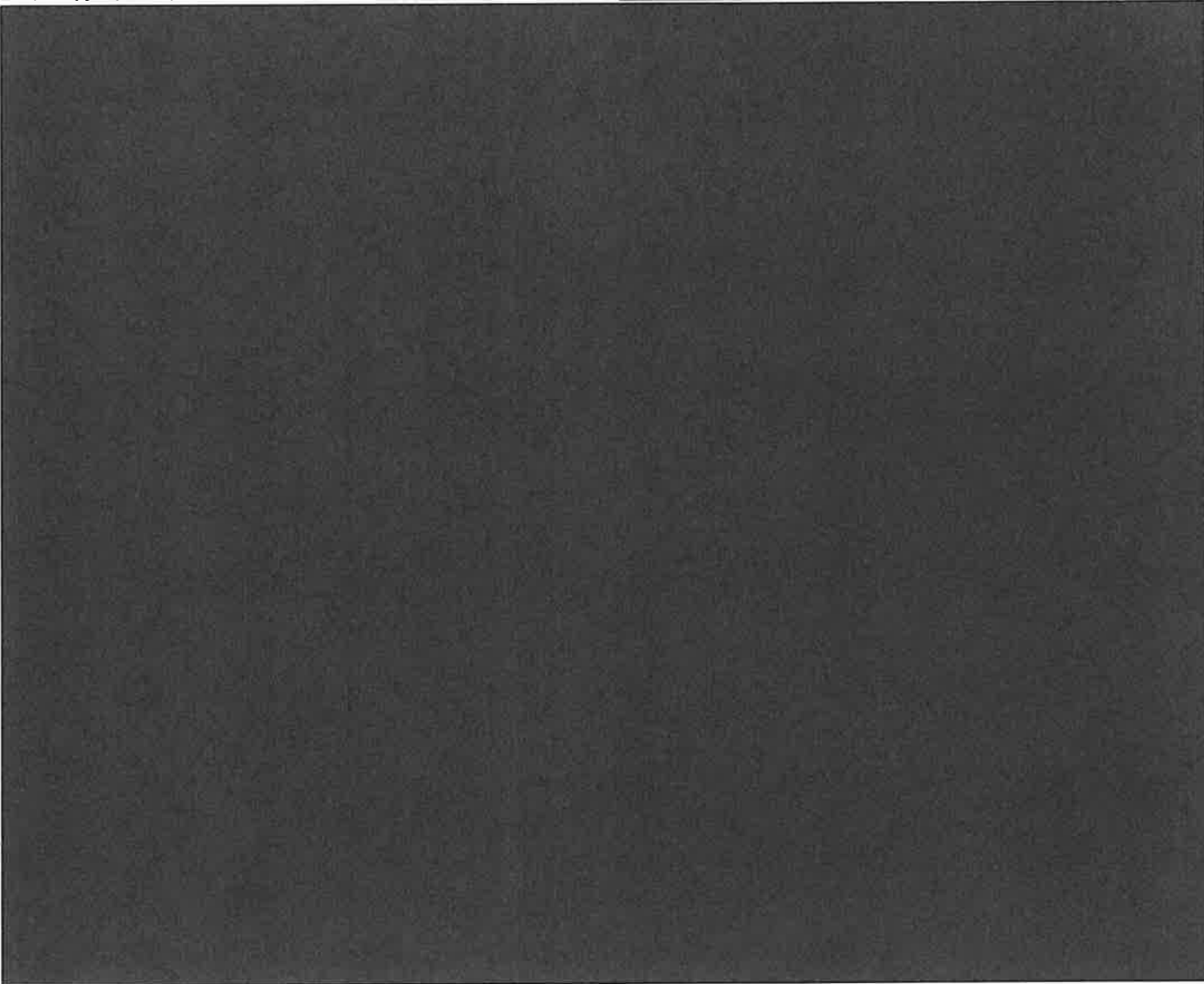
1 頁

●au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

●合計

10,989 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
090-8413-1149	10,989		
<10月ご利用内訳>	10,989		



・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5,400 円

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

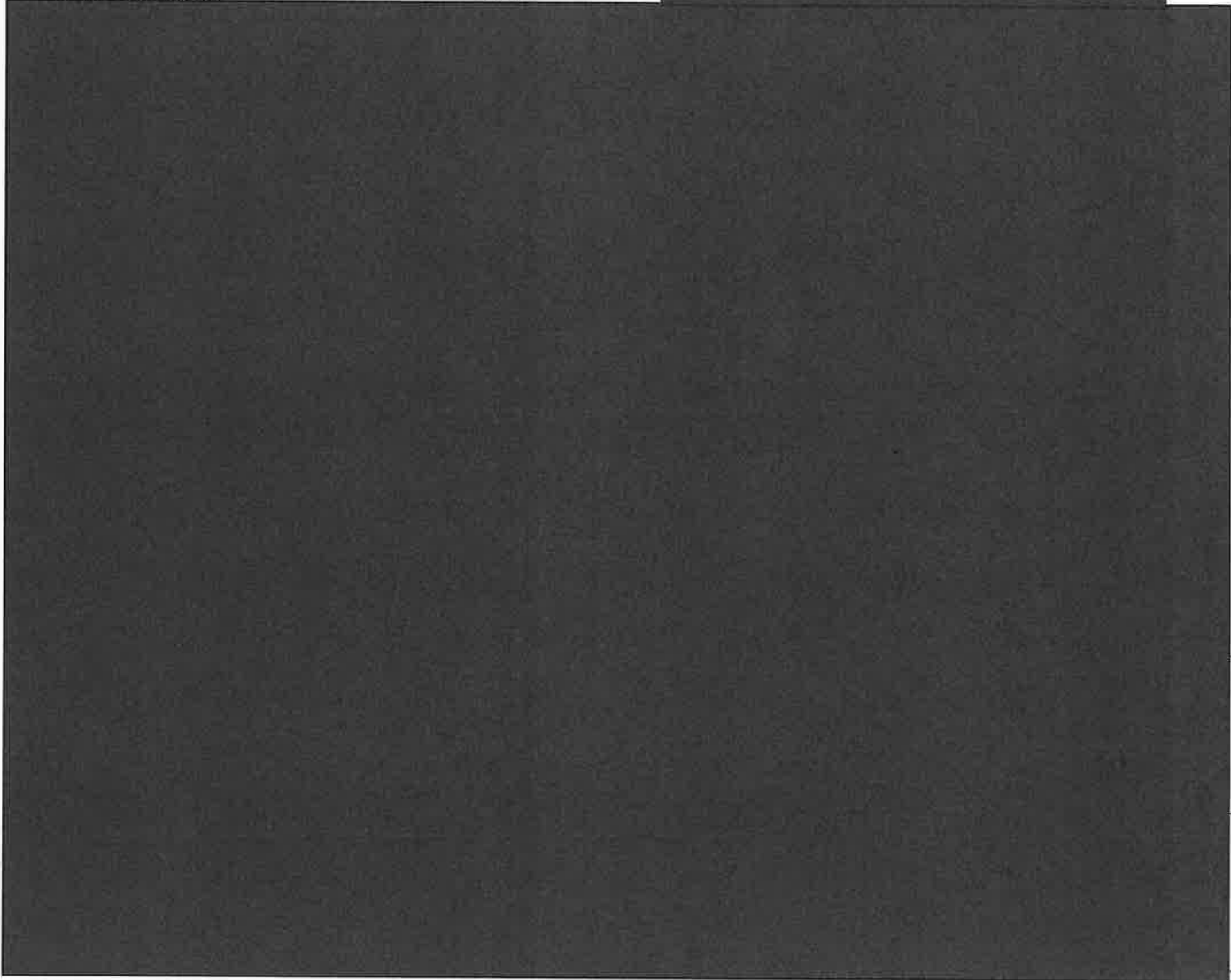
KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード [redacted] 発行日: 2024年12月 4日 1 頁

●au 電話料金 (沖縄セルラー電話) ●合計 10,989 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
090-8413-1149	10,989		
<11月ご利用内訳>	10,989		



・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5400 円

料金内訳書

＜凡例＞ U：税込料金、*：免税料金等、#：旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日：2025年 1月 6日

1 頁

●au 電話料金（沖縄セルラー電話）

●合計

10,940 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,940	
<12月ご利用内訳>	10,940	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 割引
5400 円

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日

2025年 2月 5日

1 頁

● a u 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

10,923 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,923	
< 1月ご利用内訳 >	10,923	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 計上
5400 円

料金内訳書

〈凡例〉 U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

宇根 良也 様

ご請求コード

発行日

2025年 3月 5日

1 頁

● au 電話料金 (沖縄セルラー電話)

● 合計

10,923 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
090-8413-1149	10,923	
< 2月ご利用内訳 >	10,923	

備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

50% 計上
5,400 円

7. 資料作成費

事務機器購入

令和 6 年度

議員名 宇根 良也

整理番号

1

領収書 No ①

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☒ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

領 収 証



コジマ×ビックカメラ イーアス沖縄豊崎店
 電話受付 098-840-5252

宇根 様

¥175,844-

(内、消費税等 ¥15,985-)

お品物 () 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
 その1 ポイント交換でお得なお買い物！
 その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2021/09/25/19:17

DANUGA BM/BMSL1913GY ¥2,500
 Surface 5BT00030 ¥161,480
 カメラ 360 ° 回転 ¥12,620
 【情報】シンナンドモトメガイ ¥756
 合 計 ¥175,844

重要 保証書貼付用

コジマ × ビックカメラ

イーアス沖縄豊崎店 Tel.098-840-5252

〒901-0225 沖縄県豊崎町豊崎3-3-5

お買上日：2021年09月25日

商品名：Surface

KBイーアス沖縄豊崎店

			購入価額	減価率	耐用年数	定率法	定額法
R6年	2024/4月～3月	宇根良也議員 会派室	175,844	50%	4	12	21,900

50%按分

充当額 21,900 円

備品対応年数計算表

議員名 宇根 良也

備品台帳 NO 1

商品名・品番 ノートパソコン sur face 58T00030

購入日・購入金額 2021/9/25 ¥175,844

年度	充当月	使用者/保管場所	購入価格	按分率	耐用年数	充当月数	充当額	備考
R3年	2021/10月～3月	宇根良也議員 会派室	175,844	50%	4	6	10,900	✓
R4年	2022/4月～3月	宇根良也議員 会派室	175,844	50%	4	12	21,900	✓
R5年	2023/4月～3月	宇根良也議員 会派室	175,844	50%	4	12	21,900	✓
R6年	2024/4月～3月	宇根良也議員 会派室	175,844	50%	4	12	21,900	✓
R7年	2025/4月～3月	宇根良也議員 会派室	175,844	50%	4	4	7,300	

175,844 50% ¥87,900

¥83,900

備品管理台帳

会派又は議員名 宇根 良也

番号	名称・型番	購入金額 (充当額)	購入日	耐用 年数	管理責任 保管場所	廃棄・譲渡日 理由	備考
1	Surface ノートパソコン 58T00030	175,844 円 (¥87,900 円)	R3/9/25	4	宇根良也議員 会派控室		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

8. 資料購入費

費入報持資

新聞雜誌購読料

26 年度

議員名 宇根 良也

整理番号

/

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

新聞購読料 領収証

宇根 良也 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 5 月分 (5/01~5/31) 領収日 5 月 1 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 0円
 (8%対象) 1,887円
 消費税 139円

※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 伸也
 登録番号: T7810269722244
 住所 那覇市首里大名町2丁目9-9
 TEL 098-882-2880 FAX 098-882-2955

お申込No.

26 年 5 月 / 日

政務活動充当額

¥ 1,887

新聞購読料 領収証

宇根 良也 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 6 月分 (6/01~6/30) 領収日 6 月 1 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 0円
 (8%対象) 1,887円
 消費税 139円

※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 伸也
 登録番号: T7810269722244
 住所 那覇市首里大名町2丁目9-9
 TEL 098-882-2880 FAX 098-882-2955

お申込No.

26 年 6 月 / 日

政務活動充当額

¥ 1,887

新聞雑誌購読料

按分率 / 00 %

充当額

3,774 円

p6 年度

議員名 宇根 良也

整理番号

2

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

新聞購読料 領収証

宇根 良也 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 7 月分(7/01~7/31) 領収日 7 月 1 日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円) 消費税 0円)
(8%対象 1,887円) 消費税 139円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 伸也
登録番号:T7810269722244
住所 那覇市首里大名町2丁目9-9
TEL 098-882-2880 FAX 098-882-2955

お申込No.

R6 年 7 月 1 日

政務活動充当額

¥ 1,887

新聞購読料 領収証

宇根 良也 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 8 月分(8/01~8/31) 領収日 8 月 1 日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円) 消費税 0円)
(8%対象 1,887円) 消費税 139円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 伸也
登録番号:T7810269722244
住所 那覇市首里大名町2丁目9-9
TEL 098-882-2880 FAX 098-882-2955

お申込No.

R6 年 8 月 1 日

政務活動充当額

¥ 1,887

新聞雑誌購読料

按分率/00 %

充当額 3,774 円

議員名 宇根 良也 整理番号

3

p6 年度

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費

新聞購読料 領収証

宇根 良也 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 9 月分 (9/01~9/30) 領収日 9 月 1 日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 消費税 0円
(8%対象) 消費税 139円

※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 伸也
 登録番号: T781026972244
 住所 那覇市首里大名町2丁目9-9
 TEL 098-882-2880 FAX 098-882-2955

お申込No.

26 年 9 月 1 日

政務活動充当額

¥ 1,887

新聞購読料 領収証

宇根 良也 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 10 月分 (10/01~10/31) 領収日 10 月 1 日

領収金額 ￥1,887 *

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 消費税 0円
(8%対象) 消費税 139円

※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 伸也
 登録番号: T781026972244
 住所 那覇市首里大名町2丁目9-9
 TEL 098-882-2880 FAX 098-882-2955

お申込No.

26 年 10 月 1 日

政務活動充当額

¥ 1,887

新聞購読料

按分率 100 %

充当額

3,774 円

9. 人件費

第6年度 雇用職員確認票

会派名又は議員名	宇根 良也
雇用職員名	

雇用職員について、下記のとおり確認しました。

① 議員の親族関係 ☒ 議員の親族外

② 議員と生計関係 ☒ 議員と生計別

③ 政務活動専従

☐ 他の活動との兼務あり（ 後援会と兼務 ）

☒ 兼務なし

④ 雇用実態が確認できる書類を添付

☒ 雇用契約書

☒ 賃金台帳

☐ 出勤簿

雇 用 契 約 書

被雇用者

氏 名	
住 所	

雇用条件

雇用期間	R6年 4月 1日 ~ R7年 3月 31日
就業場所	那覇市三原2-1-9101 宇根良也 政務活動事務所
職務内容	政務活動に係る事務補助、関係書類作成、政務調査
就業時間	1時～5時 1日4時間 (月5日前後)
休 日	不定期
給与(賃金)	時給 1,000円
給与支払日	毎月月末〆切 翌月20日以降支払
支払方法	現金 支払
備 考	R6.4.1～R6.5.14まで、202
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 6年 4月 1日

雇用者 氏名 宇根良也

被雇用者 氏名

雇用経費

令和6年度 雇用職員等の賃金台帳

会派名又は議員名	宇根 良也
雇用職員名	

単位：円

	支給日	支給額	所得税	政務活動費 充当額	備 考
1	R6 4/25	20,000	—	20,000	
2	R6 5/28	20,000	—	20,000	
3	R6 6/29	20,000	—	20,000	
4	R6 7/27	20,000	—	20,000	
5	R6 8/29	20,000	—	20,000	
6	R6 9/28	20,000	—	20,000	
7	R6 10/25	20,000	—	20,000	
8	R6 11/24	20,000	—	20,000	
9	R6 12/24	20,000	—	20,000	
10	R7 1/24	20,000	—	20,000	
11	R7 2/25	20,000	—	20,000	
12	R7 3/27	20,000	—	20,000	
計		240,000	—	240,000	

R6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

1.2

【項目】 ☐調査研究費 ☐研修費 ☐広報費 ☐広聴費 ☐要請・陳情活動費
☐会議費 ☐資料作成費 ☐資料購入費 ☒人件費 ☐事務所費

領収証

様

No.

★

70000

但し、4月分給与

R6年4月23日 上記正に領収いたしました

内訳 税率

金額(税抜・税込)	
% 消費税額等	
税率	
金額(税抜・税込)	
% 消費税額等	

収入

印紙

コクヨ ケー-1057

R6年4月25日

政務活動充当額

¥ 20,000

雇用経費

按分率 / 〇〇 %

充当額

40,000
20,000 円

宇根

領収証

様

No.

★

70000

但し、5月分給与

R6年5月28日 上記正に領収いたしました

内訳 税率

金額(税抜・税込)	
% 消費税額等	
税率	
金額(税抜・税込)	
% 消費税額等	

収入

印紙

コクヨ ケー-1057

R6年5月28日

政務活動充当額

¥ 20,000

R6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 人件費 ☐ 事務所費

領収証 宇根良也様 No. _____

★

720000-

但し 6月分給与

R6年6月15日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)	
		%	
		消費税率等	
	税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税率等	

取入紙
印

コクヨ ケ-1097

R6年6月29日

政務活動充当額

¥ 20,000

領収証 宇根良也様 No. _____

★

720000-

但し 7月分給与

R6年7月1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)	
		%	
		消費税率等	
	税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税率等	

取入紙
印

コクヨ ケ-1097

R6年7月29日

政務活動充当額

¥ 20,000

雇用経費

按分率 100 %

充当額

50,000 円

R6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

【項目】 ☐調査研究費 ☐研修費 ☐広報費 ☐広聴費 ☐要請・陳情活動費
☐会議費 ☐資料作成費 ☐資料購入費 ☒人件費 ☐事務所費

領収証

様

No.

★

720000-

但し8月分給料

R6 年 8 月 29 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入紙
印

コクヨ ウケ-1087

R6 年 8 月 29 日

政務活動充当額

¥ 20,000

領収証

様

No.

★

720000-

但し8月分給料

R6 年 8 月 28 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入紙
印

コクヨ ウケ-1087

R6 年 8 月 28 日

政務活動充当額

¥ 20,000

雇用経費

按分率 / 00 %

充当額

40,000 円

R6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 人件費 ☐ 事務所費

領収証

様

No.

★

720,000-

但し 107円未満

日 上記正に領収いたしました

R6 年 10 月 25 日

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入 紙
印

コクヨ ウケ-1097

R6 年 10 月 25 日

政務活動充当額

¥ 20,000

領収証

様

No.

★

720,000

但し 107円未満

日 上記正に領収いたしました

R6 年 11 月 25 日

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入 紙
印

コクヨ ウケ-1097

R6 年 11 月 25 日

政務活動充当額

¥ 20,000

雇用経費

按分率 1/60 %

充当額 50,000 円

p6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

【項目】 ☐調査研究費 ☐研修費 ☐広報費 ☐広聴費 ☐要請・陳情活動費
☐会議費 ☐資料作成費 ☐資料購入費 ☒人件費 ☐事務所費

領収証 宇根良也様 No. _____

★ 420,000 -

但し 12月分給与

R6年12月24日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

取 入 紙
印

コケヨ ウケ-1087

R6年12月24日

政務活動充当額
¥ 20,000

領収証 宇根良也様 No. _____

★ 720,000 -

但し R7年1月分給与

R7年1月24日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

取 入 紙
印

コケヨ ウケ-1087

R7年1月24日

政務活動充当額
¥ 20,000

雇用経費

按分率 100 %

充当額

40,000 円

R6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

- 【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 人件費 ☐ 事務所費

領収証 宇根良也様 No. _____

★ 720,000 -

但し、R7年2月25日

上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入紙
印
コクヨ ヴケ-1087

R7年2月25日

政務活動充当額
¥ 20,000

領収証 宇根良也様 No. _____

★ 720,000 -

但し、R7年3月27日

上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入紙
印
コクヨ ヴケ-1087

R7年3月27日

政務活動充当額
¥ 20,000

雇用経費

按分率 100 %

充当額

40,000 円

10. 事務所費

※賃貸契約書添付

＋ 事務所の外観内観添付

令和6年度 事務所概要記録簿 /

議員名 宇根 良也

- 1 所在地等 住 所 那覇市三原2-1-9 202
設置年月 2022年12月29日 延床面積 19.02㎡

2 所有区分

☒賃借事務所 所有者住所

氏名

仲介業者

契約期間 令和6年1月1日～令和6年12月31日

☐その他 ()

3 他用務との兼用の有無

☒無 ・ ☐有 (☐後援会事務所 ☐政党事務所 ☐その他 [])4 按分率 ☐1/2 ☐1/3 ☐その他

5 主な経費の支出 (敷金・礼金・火災保険料・保証金は不可)

・ 賃借料36,000円/月+(水光熱費実費2,000)/月

6 その他特記事項

・ 備品 () ・ リース ()

賃貸借契約書

事務所

契約期間

自 令和 5 年 1 月 1 日

至 令和 6 年 12 月 31 日

物件名 道下アパート 202

賃借人 宇根 良也

賃貸人

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 宇根 良也 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	道下アパート 2階 202号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)沖縄県那覇市三原2-1-9 XXXXXXXXXX		
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造・陸屋根/(4)階建/全(4)戸		
	種 類	共同住宅・店舗	新築年 月	平成 3 年 9 月
	面 積	19.02㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 1 月 1 日 から 2024 年 12 月 31 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2022 年 12 月 29 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額	36,000 円	管理・ 共益費	月額	一 円
家 財 保険料		23,000 円	敷 金		一 円 (賃料 一 カ月分)
水道料	月額	2,000 円	保証委託料		一 円
仲介手数料		39,600 円			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌 月分を毎月 末 日まで			
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込	XXXXXXXXXX			
	☒ 持 参	XXXXXXXXXX			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約期間中は家賃保証契約、テナント保険契約は更新継続(加入)する事。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約が終了した場合において乙は本物件を甲に明け渡すことに関して立退料、移転料、支出した費用の償還、本物件に備え付けた器具等の買取り請求を甲に対し求める事ができないものとする。
2. 2023年1月～2024年12月までの、家賃を36,000円とし、2025年1月より33,000円とする。
3. 営業に関する許可・申請等が必要な場合、乙の責任において対応するものとし、甲及び管理会社・媒介業者は一切の責任を負わないものとする。(登記上の種類変更等)
4. 契約の際、乙にて保険に加入し天災などに備えること。契約期間中は継続加入する事。
5. 看板の設置については、設置場所・大きさ等、甲の承諾を得るものとする。
6. 事業所ゴミはゴミ処理業者へ委託し処理する事。
7. 退去の際、乙の落度による破損、損耗は乙の負担で行うものとする。
8. 甲及び乙は本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R 4 年 12 月 27 日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	宇根 良也	TEL
	住所	那覇市三原2-7-13	2F
丙・連帯保証人	氏名		
	住所		
	極度貧		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	那覇市寄宮3-18-1 098-854-2123	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	おおともハウジング	商号又は名称	
	代表者の氏名	与那城 茂智	代表者の氏名	印
	免許証番号	沖縄県知事 (5)第3452号	免許証番号	大臣知事 ()第 号
宅地建物取引士	免許年月日	令和4年1月16日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	印
	登録番号	(沖縄県知事)	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	おおともハウジング	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	那覇市寄宮3-18-1 098-854-2123	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、承諾料を支払うものとする。

- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。

一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条

の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に
対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

下記の
ですが
本書に
動産に

宅
地
建
物
取
引
業
者

説
明
を
す
る
宅
地
建
物
取
引
士

取
引
態
様

供
託
所
等
に
関
する
説
明

重要事項説明書[事業用建物貸借]

令和 4 年 12 月 27 日

宇根 良也 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要
ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不
動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
主たる事務所 所在地	沖縄県那覇市寄宮3-18-1	主たる事務所 所在地	
TEL	098-854-2123	TEL	
商号又は名称	おおともハウジング	商号又は名称	
代表者の氏名	与那城 茂智	代表者の氏名	☑
免許証番号	沖縄県知事 (5) 第 3452 号	免許証番号	() 第 号
免許年月日	令和 4 年 1 月 16 日	免許年月日	平成 年 月 日
氏名	与那城 茂智	氏名	☑
登録番号	(沖縄) 第 004912 号	登録番号	() 第 号
業務に従事する 事務所名	おおともハウジング	業務に従事する 事務所名	
事務所所在地	沖縄県那覇市寄宮3-18-1	事務所所在地	
TEL	098-854-2123	TEL	
取引 態様	媒介		
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
所属地方本部の名称及び所在地	※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照		
弁済業務保証金の供託所及び所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		

貸主の表示

貸主の住所・氏名	住所	
	氏名	
		TEL

建物の表示

名 称	道下アパート			2 階	202 号室
				区画番号()	
所 在 地	(住居表示) 沖縄県那覇市三原2-1-9				
用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐ ()				
構 造	鉄筋コンクリートブロック造		陸屋根	4 階建	
種 類	共同住宅・店舗	新築年月	平成	3 年	9 月
床 面 積	19.02 m ² (登記簿面積 m ²)		備 考		
附属施設					

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項等 (令和 4 年 12 月 22 日現在) ☐ 詳細は別添の登記事項証明書等参照。

権利部 (甲区)	名義人	住 所	
		氏 名	
権利部 (乙区)	所有権にかかる権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐ ()	
	所有権以外の権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☐ 抵当権 ☐ 根拠当権 ☐ 賃借権 ☐ ()	
登記名義人と貸主が ☒ 同じ ・ ☐ 異なる→理由 : ☐ 転貸借 ・ ☐ 相続 ・ ☐			
備 考	1. 将来、上記抵当権が実行され本物件が競落されると借家権は終了し、敷金・保証金を競落人から返還してもらう事は出来ません。 2. 本物件が競落された場合、(建物・貸室)賃借人は6ヶ月間明け渡しを猶予されます。 3. 明渡猶予期間中は、競落人に対して賃料相当損害金を支払わないと、競落人からの催告の上、直ちに明け渡しを請求される場合があります。		

2 法令に基づく制限の概要等

法令名	☐ 新住宅市街地開発法32条1項の制限		
	☐ 新都市基盤整備法51条1項の制限		
	☐ 流通業務市街地の整備に関する法律38条1項の制限		
制限: 無			
制限の内容			
当該建物の 存する地域	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	☒ 外・ ☐ 内 → 説明
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	☒ 外・ ☐ 内 → 説明
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	☒ 外・ ☐ 内 → 説明・ ☐ 未指定
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域 区域区分	内 市街化区域
			外
		用途地域	近隣商業地域
☒ 資料参照	都市計画制限	☐ 制限なし ☒ 制限あり	
備考	都市計画那覇マップ参照		

※店舗、事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザード マップの有無	洪水	☒ 有 図面名称: 安里川洪水浸水想定図	☐ 無(照会先: 防災危機管理課)
	雨水出水(内水)	☒ 有 図面名称: 内水ハザードマップ	☐ 無(照会先: 下水道課)
	高潮	☒ 有 図面名称: 那覇市防災マップ	☐ 無(照会先: 防災危機管理課)
水害ハザードマップに おける建物の所在地	☒ 該当する図面(ハザードマップ)における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。 本物件は別添の水害ハザードマップによる浸水想定区域には指定されておりませんが、 指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。		
備考	洪水→大雨などによって河川の水位や流動が急激に増大したり、氾濫することです。 高潮浸水→台風や低気圧などに伴って海面が上昇し、低地などが浸水することです。 内水氾濫→河川へ排水する下水道の雨水排水能力を超える降雨が原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫のことです。 沖縄県では、平成30年3月27日に、県内39市町村の区域を、津波防災地域に関する法律に基づく津波災害警戒区域に指定しました。指定範囲については、沖縄県海岸防災課のWebページ、海岸防災課の窓口、各土木事務所の窓口、各市町村役場の窓口で確認できます。		

建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に ☐ 該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。) ☒ 該当しません。

5 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
☐ 無	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせしております。
☐ 不明	☐ 所有者
☐ 有	☐ 管理業者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
	☐ 施工会社 ()
	【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】
	・石綿使用調査結果の記録(調査年月日 年 月 日)
	・調査の実施機関
	・調査の範囲
	・石綿使用の有無 ☐ 有 ☐ 無
	(石綿の使用が有る場合)
	・石綿が使用されている箇所
備考	

6 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☐ 無	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせしております。
	☐ 所有者
	☐ 管理業者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
☐ 有	【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】
	☐ 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し
	☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し(含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの)
	☐ 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	

※当該建物の建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

7 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合※)	☐ 有(別添「建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)」参照)
	☐ 無
	【照会先】
	☐ 所有者
	☐ 管理業者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
備考	

※ 既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

8 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

施工 の場合)	①	飲用水	公営 / [メーター] ☐ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☒ 毎月定額 2,000円
	②	電 気	☒ 小売電気事業者: 沖縄電力株式会社 (住所) 沖縄県浦添市牧港5-2-1 (電話) 0120-586-390 [容量] アンペア [メーター] ☒ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☐
	③	ガ ス	☒ ガス会社: 島袋ガス (住所) 沖縄県那覇市三原2-1-34 (電話) 098-832-0220 プロパン(集中) / [メーター] ☒ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☐
	④	排 水	公共下水
		備 考	※電気、ガスの使用指数が0mの場合でも基本料金は発生します。

9 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

組合に の場合)	①	台所	有(専用)
	②	トイレ	専用 / 水洗 / [ユニットバスの場合]
	③	浴室	有 / 専用(ユニットバス)
	④	シャワー	有 / [設置場所] 浴室
	⑤	洗面所	無 / [ユニットバスの場合]
	⑥	給湯	有(使用可) / [設置場所] 台所・浴室 / ガス 使用
	⑦	コンロ	無 /
	⑧	エアコン	無(設置可) / 冷暖房 台(使用) /
	⑨	照明器具	有 / ☒ 台所 ☐ 廊下 ☐ トイレ ☒ 浴室 ☐ 洗面所 ☒ 玄関内 ☐ 玄関外 ☐
	⑩	電話設置	可 / ヲ所
	⑪	インターネット	可 / ヲ所
台帳記 (補充)	⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 有 () / 地上デジタル対応 有 / [その他の設備]
	⑬	エレベーター	無 / 基
	⑭	駐車場	無 / 空: 無 / 月額 円
	⑮	駐輪場	無 / 空: 無 / 月額 円
の場合)	⑯	専用庭	無 / 月額 円
		備 考	

注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 36,000 円	管理費 (共益費)	月額 — 円	敷金	(賃料 ヵ月分) — 円
保証委託料	— 円 家賃 —	家財保険料	23,000 円	水道料	月額 2,000 円
仲介手数料	39,600 円		— 円		— 円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日までに		賃料等の支払方法	
				☒ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座引落	
備考	テナント総合保険2年更新（更新料23,000円）、入居期間中は継続し加入する事。 家賃の振込み手数料は入居者負担となります。 原則、貸主様と借主様にて仲介手数料1ヶ月分の費用負担となりますが、本物件の仲介に係る仲介手数料は、借主様費用負担（仲介手数料1ヶ月分×消費税）になります。 2023年1月～2024年12月までの家賃を36,000円とし、2025年1月より33,000円とする。				

2 契約の解除に関する事項

- ☒ 賃料を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
- ☒ 借主は、貸主に対して少なくとも(1)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。
- ☒ 借主が、別添契約書(案)第(11)条に該当したとき、契約を解除されることがあります。
- ☐

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め ☒ 無・ ☐ 有 ()

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか ☒ 講じません・ ☐ 講じます(保全措置を行う機関:)

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	一般借家契約
期間	令和 5 年 1 月 1 日 から 令和 6 年 12 月 31 日まで (2 年 月間)
目的物件の引渡時期	令和 年 月 日
更新	☒ 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由あるときは更新できません)。 ☐ 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできません)。 ☐
備考	

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	事業用
契約の方式	公正証書に： ☐ しません。 ☐ します。→公正証書の費用負担：
契約の内容	☐ 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 ☐ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約権について] ☐ 中途解約権の内容については、別添契約書(案)第 条のとおりです。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所専用 ()
利用の制限	☒ 禁止又は制限される行為については、別添契約書(案)第 8 条のとおりです。 ☒ その他規約等の定め (賃貸借契約書 特約事項) ☐

8 敷金・保証金等の清算に関する事項

9 管理の委託先

取引対象物件が区分所有建物の場合、その建物一棟の管理の委託先	氏名(商号又は名称)	TEL
	住所(主たる事務所の所在地)	
貸主等が取引対象部分の管理を委託している場合、その委託先	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣() 第 号
	氏名(商号又は名称)	TEL
	住所(主たる事務所の所在地)	
	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。
	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣() 第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

10 建物敷地が借地の場合 (該当 ☐ する・☒ しない)

借地権の種類	期 限	令和 年 月 日迄	内 容	賃貸借契約書参照
備 考				

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

☐ 1. 賃貸借契約書(案)	☐ 5.
☐ 2.	☐ 6.
☐ 3.	☐ 7.
☐ 4.	☐ 8.

2 その他

1. 申込書に虚偽の記載又は記載漏れの場合、契約をお断りします。
2. 入居は、契約に必要な金銭の納入と契約書の作成が完了した後となります。
3. 入居時の家賃は、入居可能日より1ヶ月を暦月日数として日割計算します。
4. 退去予告は、必ず1ヶ月前に予告するものとする。
5. 契約時には保険加入が必要です。入居期間中は継続しなければならない。
6. 仲介手数料は、39,600円となります。解約時の返金は致しません。
7. 看板を設置する場合、場所・サイズ等、貸主の承諾を得るものとする。
8. 借主は事業用のゴミ等を管理・処分し常に清掃をし、清潔な環境に努めるものとする。
9. 事業に関する許可・申請等が必要な場合、借主の責任において対応するものとし貸主及び媒介業者は一切の責任を負わないものとする。(登記上の種類項目変更等)
10. 貸主・借主は、地震・火災・風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、または電気・給排水等の設備の故障によつて生じた損害について、互いにその責を負わないものとする。
11. 退去の際、借主の落度による事務所の損耗費は借主の負担で行うものとする。
12. 本契約が終了した場合において、借主は本物件を貸主に明渡すことに関して立退料・移転料、本物件について支出した費用の償還本物件に備え付けた器具等の買取り請求を貸主に対し求める事ができないものとする。
13. 借主は、本物件の退去に際し、契約時の原状に回復し、引き渡すことを基本とするが、新たな造作物をしたものに対して、賃貸人の許可した造作物は残置できるものとする。但し、許可を得られないものは撤去するものとする。
14. 貸主及び借主は本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 4 年 12 月 27 日

借主 (住所) 那覇市三原 2-7-13 2F

(氏名) 宇根 良也





令和6年度 事務所概要記録簿 2

議員名 宇根 良也

- 1 所在地等 住 所 那覇市三原2-1-9 101
設置年月 2024年5月15日 延床面積 35.58㎡

2 所有区分

☒賃借事務所 所有者住所

氏名

仲介業者 おおともハウジング

契約期間 令和6年5月15日～令和8年5月14日

☐その他 ()

3 他用務との兼用の有無

☒無 ・ ☐有 (☐後援会事務所 ☐政党事務所 ☐その他 [])4 按分率 ☐1/2 ☐1/3 ☐その他

5 主な経費の支出 (敷金・礼金・火災保険料・保証金は不可)

・賃借料70,000円/月 + 水道料等

6 その他特記事項

・備品 () ・リース ()

貸貸借契約書

事業用

契約期間

自 令和 6 年 5 月 15 日

至 令和 8 年 5 月 14 日

物件名 道下アパート 101

賃貸人

賃借人

宇根 良也

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 宇根 良也 (以下「乙」という。)は、
以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	道下アパート 1階 101号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 沖縄県那覇市三原2-1-9 [REDACTED]		
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造・陸屋根/(4)階建/全(4)戸		
	種 類	共同住宅・店舗	新築年月	平成 3 年 9 月
	面 積	35.58㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 5 月 15 日 から 2026 年 5 月 14 日まで (年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 70,000 円	管理・ 共益費	月額 一 円
家 財 保険料	入居期間中は加入する事	敷 金	70,000 円 (賃料 1ヶ月分)
附 属 施設料	月額 一 円	保証金	一 円 (賃料 ヶ月分)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	2本	本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 70,000円	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支 払方法	☐ 振 込	[REDACTED]	
	☐ 持 参		
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理者

貸 主	氏名	
	住所	
	適格	

管 理 業 者	商号又は名称	
	所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

1. レキオステナント総合保険 2年更新 更新料 23,000円

頭書(9) 特約事項

1. 本契約が終了した場合において乙は本物件を甲に明け渡すことに関して立退料、移転料、支出した費用の償還、本物件に備え付けた器具等の買取り請求を甲に対し求める事ができないものとする。
2. 営業に関する許可・申請等が必要な場合、乙の責任において対応するものとし、甲及び管理会社・媒介業者は一切の責任を負わないものとする。(登記上の種類変更等)
3. 契約の際、乙にて保険に加入し天災等に備える事。また契約期間中は継続加入する事。
4. 看板の設置については、設置場所・大きさ等、甲の承諾を得るものとする。
5. 事業所ゴミはゴミ処理業者へ委託し処理する事。
6. 駐車場は当該物件外の為、貸主と条件を取り決める。(駐車位置、台数、金額等)
7. 退去の際、ハウスクリーニング代(35,000円)及び、乙の落度による破損、損耗は乙の負担で行うものとする。
8. 甲及び乙は本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2024 年 5 月 30 日

甲・貸主	氏名	
	住所	
乙・借主	氏名	宇根 良也
	住所	那覇市三原2-7-13 2F
丙・ 連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度	

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	沖縄県那覇市寄宮3-18-1 098-854-2123	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	おおもハウジング	商号又は名称	
	代表者の氏名	与那城 茂智 	代表者の氏名	
	免許証番号	沖縄県知事(5)第3452号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名	与那城 茂智	氏 名	
	登 録 番 号	(沖縄県知事) 第004912号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	おおもハウジング 沖縄県那覇市寄宮3-18-1 098-854-2123	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある

場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。

一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙

に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五 銀行取引の停止

六 破産手続きの開始

七 民事再生手続きの開始

八 会社更生手続きの開始

九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。

3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

二 長期に休業するとき

三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に對し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

承諾書

1 賃借人 宇根 良也 (以下、乙とする) は、下記の事項につき説明を受け、承諾しました。

(1) 費用負担の一般原則について

- ① 経年劣化、通常使用による住宅の損耗などの復旧については、賃貸人の費用負担で行い、乙はその費用を負担しないとされています。
- ② 乙の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など、乙の落度による住宅の損耗などがあれば、乙はその復旧費用を負担するとされています。

(2) 例外としての特約について

- ① 賃貸人と乙は、両者の合意により退去時における住宅の損耗などの復旧について、上記 (1) の一般原則とは異なる特約を定めることができるとされていること。
ただし、特約はすべて認められるわけではなく、内容によっては無効とされることがあること。
- ② 乙は、賃貸人との後記貸室についての賃貸借が終了したときは、通常使用による住宅の損耗を修繕するための下記の修繕事項内容を、乙の費用負担で行うことを承諾します。

修繕項目	修繕内容	概算費用
① ハウスクリーニング	一式	35,000円

【概算費用合計額金】 金 35,000円

*この費用は概算であり、料金の変動する場合があります。

- 3 乙の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など、乙の落度による住宅の損耗などがある場合、損耗を修繕するための工事を、乙の費用負担で行うことを承諾します。
- 4 連帯保証人は本承諾書にもとづく乙の債務について、乙と連帯して責任を負担します。

(貸室の表示)

所在地 沖縄県那覇市三原2-1-9
物件名 道下アパート 101号

令和 6 年 5 月 22 日

賃借人 (乙) 氏名

宇根 良也

連帯保証人 氏名

重要事項説明書[事業用建物賃借]

令和 年 月 日

宇根 良也 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要
ですから、十分理解されるようお願いいたします。
本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不
動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
主たる事務所 所在地	沖縄県那覇市寄宮3-18-1	主たる事務所 所在地	
TEL	098-854-2123	TEL	
商号又は名称	おおともハウジング	商号又は名称	
代表者の氏名	与那城 茂智	代表者の氏名	Ⓔ
免許証番号	沖縄県知事 (5) 第 3452 号	免許証番号	() 第 号
氏名	与那城 茂智	氏名	
登録番号	(沖縄) 第 004912 号	登録番号	() 第 号
業務に従事する 事務所名	おおともハウジング	業務に従事する 事務所名	
事務所所在地	沖縄県那覇市寄宮3-18-1	事務所所在地	
TEL	098-854-2123	TEL	
媒 介			
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地			
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
所属地方本部の名称及び所在地			
※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照			
弁済業務保証金の供託所及び所在地			
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

貸主の表示

貸主の住所・氏名	住所	
	氏名	
		TEL

建物の表示

名 称	道下アパート		2 階	202 号室
			区画番号()	
所 在 地	(住居表示) 沖縄県那覇市三原2-1-9			
用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐ ()			
構 造	鉄筋コンクリートブロック造		陸屋根	階建
種 類	共同住宅・店舗	新築年月	平成 3 年 9 月	
床 面 積	35.58 m ²	備 考		
附属施設				

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項等 (令和 4 年 12 月 22 日現在) ☐ 詳細は別添の登記事項証明書等参照。

権利部 (甲区)	名 義 人	住 所	
		氏 名	
権利部 (乙区)	所有権にかかる権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐ ()
	所有権以外の権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)		☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 賃借権 ☐ ()
登記名義人と貸主が ☒ 同じ ・ ☐ 異なる→理由: ☐ 転貸借 ・ ☐ 相続 ・ ☐			
備 考	1. 将来、上記抵当権が実行され本物件が競落されると借家権は終了し、敷金・保証金を競落人から返還してもらう事は来ません。 2. 本物件が競落された場合、(建物・貸室)賃借人は6ヶ月間明け渡しを猶予されます。 3. 明渡猶予期間中は、競落人に対して賃料相当損害金を支払わないと、競落人からの催告の上、直ちに明け渡しを請われることがあります。		

2 法令に基づく制限の概要等

202 号室)	法 令 名	☐ 新住宅市街地開発法32条1項の制限		
		☐ 新都市基盤整備法51条1項の制限		
	制限: 無	☐ 流通業務市街地の整備に関する法律38条1項の制限		
)	制 限 の 内 容			
	当 該 建 物 の 存 在 する 地 域	宅地造成及び特定盛土等規制法	造成宅地防災区域	☒ 外 ・ ☐ 内 → 説明
		土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	☒ 外 ・ ☐ 内 → 説明
		津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	☒ 外 ・ ☐ 内 → 説明 ・ ☐ 未指定
		都市計画法・建築基準法	都市計画区域 区域区分	内 市街化区域 外
			用途地域	近隣商業地域
☒ 資料参照	都市計画施設の区域	☐ 外 ・ ☐ 内		
備 考	都市計画那覇マップ参照			

書等参照。

店舗、事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における 当該建物の所在地

水害ハザード マップの有無	洪水	☐ 有 図面名称: 安里川洪水浸水想定図	☒ 無(照会先: 防災危機管理課)
	雨水出水(内水)	☐ 有 図面名称: 内水ハザードマップ	☒ 無(照会先: 那覇市上下水道課)
	高潮	☐ 有 図面名称: 那覇市防災マップ	☒ 無(照会先: 防災危機管理課)
水害ハザードマップに おける建物の所在地	☒ 該当する図面(ハザードマップ)における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。 本物件は別添の水害ハザードマップによる浸水想定区域には指定されておりませんが、指定されて いない区域においても浸水が発生する場合があります。		
備 考	洪水→大雨などによって河川の水位や流動がきゅげきに増大したり、氾濫する事です。 高潮浸水→台風や大気圧などに伴って海面が上昇し、低地などが浸水する事です。 内水氾濫→河川へ排水する下水道の雨水排水能力を超える降雨が原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起 こされる氾濫の事です。 沖縄県では、平成30年3月27日に、県内39市町村の区域を、津波防災地域に関する法律に基づく津波災害警戒区 域に指定しました。指定範囲については、沖縄県海岸防災課のWebページ、海岸防災課の窓口、各土木事務所の 窓口、各市町村役場の窓口で確認できます。		

てもらう事は

建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

引渡しを請物件は未完成物件に ☐ 該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。) ☒ 該当しません。

5 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
☒ 無	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせしております。
☐ 不明	☐ 所有者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
☐ 有	☐ 管理業者 () ☐ 施工会社 ()
	【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録(調査年月日 年 月 日) ・調査の実施機関 ・調査の範囲 ・石綿使用の有無 ☐ 有 ☐ 無 (石綿の使用が有る場合) ・石綿が使用されている箇所
備考	

6 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☒ 無	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせしております。
☐ 有	☐ 所有者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合) 【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 ☐ 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し ☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し (含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの) ☐ 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	

※当該建物の建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

7 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

建物状況調査の実施の有無(※参照)	☐ 有(別添「建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)」参照)
	☒ 無
	【照会先】 ☐ 所有者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合) ☐ 管理業者 ()
備考	

※ 既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等)あつては2年)以内に実施したものがある場合、説明します。

飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

並びに施工 物の場合)	① 飲用水	公営 / [メーター] ☐ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☒ 毎月定額 2,000円
	② 電 気	☐ 小売電気事業者: 沖縄電力株式会社 (住所) 沖縄県浦添市牧港5-2-1 (電話) 0120-586-390 [容量] アンペア [メーター] ☒ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☐
	③ ガ ス	☐ ガス会社: _____ (住所) _____ (電話) _____ [メーター] ☐ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☐
	④ 排 水	公共下水
備 考		ガス利用の際は、ガス配管、給湯器の取り付けが必要です。

建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

理組合に 建物の場合 した もの 診断結果 F5月 日以 補充)台帳記 課税(補充) 建物の場合	① 台所	有(専用)		
	② トイレ	専用	水洗	[ユニットバスの場合]
	③ 浴室	無		
	④ シャワー	無	[設置場所]	
	⑤ 洗面所	無	[ユニットバスの場合]	
	⑥ 給湯	無	[設置場所]	使用
	⑦ コンロ	無		
	⑧ エアコン	無(設置可)	冷暖房 台(使用)	冷房 台(使用) / 暖房 台(使用)
	⑨ 照明器具	有	☒ 台所 ☒ 廊下 ☒ トイレ ☐ 浴室 ☐ 洗面所 ☒ 玄関内 ☐ 玄関外 ☐ ()	
	⑩ 電話設置	可	ヶ所	
	⑪ インターネット回線	有		
	⑫ 共聴設備	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]		
	⑬ エレベーター	無	基	
	⑭ 駐車場	空	月額	円 (別途消費税等相当額 円)
	⑮ 駐輪場	空	月額	円 (別途消費税等相当額 円)
⑯ 専用庭	無	月額	円 (別途消費税等相当額 円)	
備 考	※トイレウォシュレット、エアコンは借主所有物とし、修理、取替えは借主負担とする。 ※ガス給湯器の設置ナシ。利用の際は借主にて対応する事。 ※駐車場は当該物件外の為、貸主と条件を取り決める(駐車位置、台数、金額等)			

り共同住宅等) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 70,000 円	管理費 (共益費)	月額 — 円	敷金	70,000 円 (賃料 1 カ月分)
保証金	— 円 (賃料 — カ月分)	家財 保険料	入居中は加入する事	附属 施設料	月額 — 円
仲介手数料	22,000 円		— 円		— 円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日までに		賃料等の支払方法 ☒ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座引落	
備考	テナント総合保険2年更新（更新料23,000円）、入居期間中は継続し加入する事。 家賃の振込手数料は借主負担となります。 原則、貸主様と借主様にて仲介手数料1ヶ月分の費用負担となりますが、本物件の仲介に係る仲介手数料は、借主様費用負担（仲介手数料1ヶ月分×消費税）になります。				

2 契約の解除に関する事項

☒ 賃料を（ 2 ）カ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
☒ 借主は、貸主に対して少なくとも（ 1 ）カ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。
☒ 借主が、別添契約書（案）第（ 11 ）条に該当したとき、契約を解除されることがあります。
☐

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

☒ 有（別添契約書21条）
☐ 無

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか ☒ 講じません・☐ 講じます（保全措置を行う機関：

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	普通借家契約
期間	令和 6 年 5 月 15 日 から 令和 8 年 5 月 14 日まで（ 2 年 月間
目的物件の引渡時期	令和 年 月 日
更新	☒ 普通借家契約では更新することができます（貸主の更新拒絶に正当事由あるときは更新できません）。 ☐ 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します（合意により再契約することはできません）。 ☐
備考	

定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	事業用
70,000 円	契約の方式
円分)	公正証書に： ☐ しません。 ☐ します。→公正証書の費用負担：
— 円	契約の内容
— 円	本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 ☐ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約権について] ☐ 中途解約権の内容については、別添契約書(案)第 条のとおりです。
座引落	
料は、借	備考

用途その他の利用の制限に関する事項

ます。	用途制限	事務所専用 ()
	利用の制限	☒ 禁止又は制限される行為については、別添契約書(案)第 8 条のとおりです。 ☒ その他規約等の定め (賃貸借契約書 特約事項) ☐

敷金・保証金等の清算に関する事項

管理の委託先

引対象物件が区分所有建物の場合、その建物一棟管理の委託先	氏名(商号又は名称)	TEL
	住所(主たる事務所の所在地)	
	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣() 第 号
	氏名(商号又は名称)	TEL
	住所(主たる事務所の所在地)	
主等が取引対象物の管理を委託している場合、その委託先	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。
	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣() 第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

10 建物敷地が借地の場合 (該当 ☐ する・☒ しない)

賃貸借契約書の有無			
借地権の内容	種 類		
	期 限	令和 年 月 日迄	
	その他	☐ 賃貸借契約書参照 ☐	
備 考			

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

☐ 1. 賃貸借契約書(案)	☐ 6.
☐ 2.	☐ 7.
☐ 3.	☐ 8.
☐ 4.	☐ 9.
☐ 5.	☐ 10.

2 その他

1. 申込書に虚偽の記載又は記載漏れの場合、契約をお断りします。
2. 入居は、契約に必要な金銭の納入と契約書の作成が完了した後となります。
3. 入居時の家賃は、入居可能日より1ヶ月を暦月日数として日割計算します。
4. 退去予告は、必ず1ヶ月前に予告するものとする。
5. 契約時には保険加入が必要です。入居期間中は継続しなければならない。
6. 仲介手数料は、22,000円となります。解約時の返金は致しません。
7. 看板を設置する場合、場所・サイズ等、貸主の承諾を得るものとする。
8. 借主は事業用のゴミ等を管理・処分し常に清掃をし、清潔な環境に努めるものとする。
9. 事業に関する許可・申請等が必要な場合、借主の責任において対応するものとし貸主及び媒介業者は一切の責任は負わないものとする。(登記上の種類項目変更等)
10. 貸主・借主は、地震・火災・風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、または電気・給排水等の設備の故障によって生じた損害について、互いにその責を負わないものとする。
11. 退去の際、ハウスクリーニング代(35,000円)及び、借主の落度による事務所の損耗費は借主の負担で行うものとする。
12. 本契約が終了した場合において、借主は本物件を貸主に明渡すことに関して立退料・移転料、本物件について支出した費用の償還本物件に備え付けた器具等の買取り請求を貸主に対し求める事ができないものとする。
13. 借主は、本物件の退去に際し、契約時の原状に回復し、引き渡すことを基本とするが、新たな造作物をしたものに対して、賃貸人の許可した造作物は残置できるものとする。但し、許可を得られないものは撤去するものとする。
14. 貸主及び借主は本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

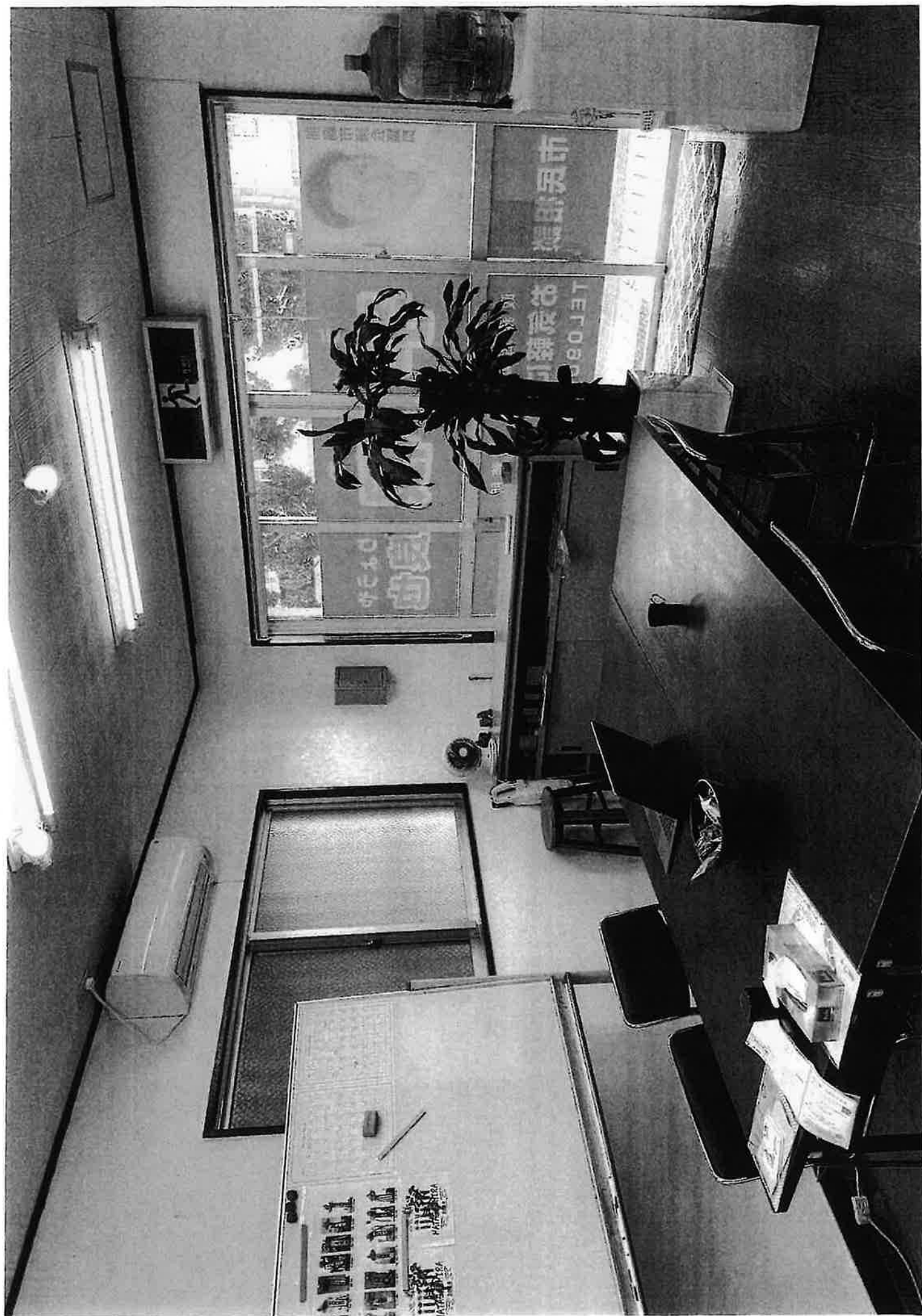
令和 6 年 5 月 22 日

借 主 (住所) 那覇市三原2-7-13 2F

(氏名) 宇根 良也







事務所の賃借料

R6 年度

議員名 宇根良也

整理番号

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☒ 事務所費

領 収 証

様

No.

★

¥ 38000-

但

家賃36000 水道代金2000 48500

R6 年 4 月 2

日 上記正に領収いたしました

内訳

税率 金額(税抜税込)

% 消費税額等

税率 金額(税抜税込)

% 消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1087

R6 年 4 月 2 日

政務活動充当額

¥ 38,000

事務所

の賃借料

按分率 / 60 %

充当額

38,000

円

R6 年度

議員名 宇根 良也 整理番号

2

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☒ 事務所費

領収証 宇根 良也様 No. _____

★ 18000 -

但 202号 5016/1505117

R6 年 5 月 22 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別)
税金(税別)	%	
消費税額等	%	
金額(税別)	%	
消費税額等	%	

取 入 紙
印

コクヨ ウケ-1007

R6 年 5 月 22 日

政務活動充当額

¥ 18,000

領収証 宇根 良也様 No. _____

★ 737000 -

但 5016/1505117 202号 5016/1505117

R6 年 5 月 22 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別)
税金(税別)	%	
消費税額等	%	
金額(税別)	%	
消費税額等	%	

取 入 紙
印

コクヨ ウケ-1007

R6 年 5 月 22 日

政務活動充当額

¥ 73,000

事務所

の賃借料

按分率 / 100 %

充当額 55,000 円

p6 年度

議員名 宇根良也

整理番号

3

【項目】 ☐調査研究費 ☐研修費 ☐広報費 ☐広聴費 ☐要請・陳情活動費
☐会議費 ☐資料作成費 ☐資料購入費 ☐人件費 ☒事務所費

領収証

様

No.

★ 72000-

但 家賃7万、水道代2000・217

R6年6月1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込等)
家賃	%	消費税額等
水道	%	金額(税込等)
	%	消費税額等



※. 6月

R6年6月1日

政務活動充当額

¥ 72,000

領収証

様

No.

★ 72000-

但 家賃7万、水道代2000

R6年7月1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込等)
家賃	%	消費税額等
水道	%	金額(税込等)
	%	消費税額等



※. 7月

R6年7月1日

政務活動充当額

¥ 72,000

事務所

の賃借料

按分率/100 %

充当額

144,000 円

26年度

議員名 宇根良也

整理番号

4

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☒ 事務所費

領収証

様

No.

★ 宇根 11678

但 472,000-

R6年8月13日

内訳

税率 金額(税込・税込)

税率 % 消費税額等

税率 金額(税込・税込)

税率 % 消費税額等



※ 985

26年8月13日

政務活動充当額

¥ 72,000

領収証

様

No.

★ 472000-

但 91152417

R6年9月7日

内訳

税率 金額(税込・税込)

税率 % 消費税額等

税率 金額(税込・税込)

税率 % 消費税額等



※ 985

26年9月7日

政務活動充当額

¥ 72,000

事務所

の賃借料

按分率 100 %

充当額

144,000

円

p6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

5

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☒ 事務所費

領収証

様

No.

★ 72000-

但 10月分家賃7万 水道料金2千円也
 R6年10月8日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込・税込)
	%	消費税額等



* 10月分

R6年10月8日

政務活動充当額

¥ 72,000

領収証

様

No.

★ 72000-

但 11月分家賃7万 水道料金2千円也
 R6年11月1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込・税込)
	%	消費税額等



* 11月分

R6年11月1日

政務活動充当額

¥ 72,000

事務所

の賃借料

按分率/00 %

充当額 144,000 円

p6 年度

議員名 宇根良也

整理番号

b

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☒ 事務所費

領収証

宇根良也様

様 No. _____

★ 472,000-

但 12月分家賃水道料金2,000円

R6 年 12月 16 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等



* 12月 R6 年 12月 16 日

政務活動充当額

¥ 72,000

領収証

宇根良也様

様 No. _____

★ 472,000-

但 R7年1月分家賃水道料金2,000円

R7 年 1月 21 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等



* 1月 R7 年 1月 21 日

政務活動充当額

¥ 72,000

事務所

の賃借料

按分率 100 %

充当額

184,000 円

p6 年度

議員名 宇根良也 整理番号

7

【項目】 ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☒ 事務所費

2

領収証

様

No.

★ 宇根 1574
 72,000
 但 R7年家賃1万 水道代2000円 2月分
 R7年 2月3日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込)
	%	消費税額等



※ 2月

R7年2月3日

政務活動充当額

¥ 72,000

領収証

様

No.

★ 宇根 1574
 72,000
 但 R7年家賃1万 水道代2000円 3月分
 R7年 3月3日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込)
	%	消費税額等



※ 3月

R7年3月3日

政務活動充当額

¥ 72,000

事務所の賃借料

按分率 100 %

充当額

144,000 円

維持管理費

事務所 電気料

利用実績

電気番号	ご使用場所住所	ご契約者名	ご契約種別	請求年月	合計電気ご使用量 (kWh)	ご請求金額 (円)	消費税等相当額 (円)	(再掲)
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2025年3月	97	3166		287
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2025年2月	90	2940		267
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2025年1月	117	4042		367
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年12月	118	4121		374
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年11月	151	5058		459
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年10月	169	5473		497
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年9月	247	8154		741
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年8月	185	6726		611
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年7月	127	4503		409
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年6月	76	2588		235
17214-55-1-2	那覇市三原2丁目1-9	道下ビル 1F 宇根 良也	従量電灯	2024年5月	14	484		44

合計 47,255 円

100% 支払

電気ご使用実績照会

ログイン画面

電気番号の選択

- ご使用実績照会
照会したい電気番号の詳細ボタンを押下して下さい。
- ご使用実績のダウンロード
1.ダウンロードしたい電気番号を選択して下さい。
2.表下部にあるダウンロード方法を指定し、ダウンロードボタンを押下して下さい。

選択	電気番号				ご契約名義	ご契約種別	実績照会	受給電力
	画番号	家番号	枝	CD	ご使用場所住所			
◎	17214	55	1	2	宇根 良也 那覇市三原2丁目1-9 道下ビル 1F	従量電灯(0030)	詳細 30分値	

※照会可能な電気ご使用実績情報がない場合、電気番号情報が表示されません。
詳細は「よくあるご質問」をご確認ください。
※ご契約種別に表示されている()内の英数字はCSVグループ番号として、CSVダウンロード時に使用します。

【ダウンロード方法の指定】
以下よりダウンロード方法を指定して下さい。

実績照会	◎全電気番号の合計使用量と合計請求金額の全月分情報をダウンロードする。 ※時間帯別に計量されるご契約については、合計値が表示されます。 ○全電気番号の合計使用量と合計請求金額の指定月分情報をダウンロードする。 ※時間帯別に計量されるご契約については、合計値が表示されます。 ○選択した電気番号と同じ契約種別と()内のCSVグループ番号が同一の全月分の情報をダウンロードする。 ○選択した電気番号の全月分の情報をダウンロードする。 ○選択した電気番号の指定月分をダウンロードする。 2024年02月 ▼ ~ ▼ ※指定月分に電気ご使用実績情報が無い場合、当該月分はダウンロードできません。
受給電力	全電気番号の全月分の情報をダウンロードする。 全電気番号の指定月分の情報をダウンロードする。 選択した電気番号の全月分の情報をダウンロードする。 選択した電気番号の指定月分をダウンロードする。 2024年02月 ▼ ~ ▼ ※指定月分に受給電力情報が無い場合、当該月分はダウンロードできません。

